

平成25年9月12日

退職勧奨について

弁護士 酒井 俊介

1. 退職勧奨とはなにか。
2. 退職勧奨のメリット
 - ① 「解雇」と「退職」について
 - ② 対象従業員を「解雇」することのリスク（解雇要件の厳格性）について
3. 退職勧奨を行う際の従業員への補償（提示する退職条件。退職のインセンティブ）
 - ① 賃金・賞与・退職金
 - ② 再就職あっせん
 - ③ 年次有給休暇の買取り
4. 退職勧奨による方法の限界
 - ① 退職勧奨の方法の社会的相当性（「退職強要」とならないために。いわゆる「追い出し部屋」等）
 - ② 退職勧奨が問題となった裁判例（下関商業高校事件 等）
5. 退職勧奨に際しての留意点
 - ① 退職勧奨に至る前の事前準備
（退職勧奨を拒絶された場合の対応を見据えた事前の回避努力・証拠作り）
 - ② 退職勧奨における説明内容、やり取りの過程、従業員の承諾内容を書面化しておく重要性

以上